

平成24年第3回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年9月26日

午前9時40分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 安藤容子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	面卷昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一
都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規

1、議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
  - 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
  - 日 程 3. 総務常任委員長報告について
  - 日 程 4. 予算決算常任委員長報告について
  - 日 程 5. 各常任委員会の先進地視察について
  - 日 程 6. 議会の先進地視察について
  - 日 程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
  - 日 程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書に  
ついて
- 

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時40分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

よってこれより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員会委員長の審査結果報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、9月18日全委員出席のもと、建設水道常任委員会を開催いたしましたので、委員長報告をさせていただきます。

初めに、本会議からの付託議案、認定第3号 町道認定についてを議題といたしました。開発道路帰属等による7路線の起点と終点の説明がされ、認定するものであると説明報告されました。委員より、説明資料の添付について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。認定第3号については、当委員会として満場一致で認定すべきものと決しました。

継続審査案件、都市基盤整備事業に関することについて、公共下水道事業に関することについて議題といたしました。理事者より、新たに発注予定の3路線、資料の工事箇所業者名の書き入れ、下水道工事進捗状況、公共下水道接続申請状況、融資あっせん制度の申請状況の説明報告等がありました。委員より、進捗状況のパーセンテージについて質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、都市計画道路の整備促進に関することについてを議題といたしました。理事者より、いかるがパークウェイの放置自動車の撤去について、法隆寺線整備事業は、国道25号取り付け部分の地権者との交渉状況について説明報告されました。委員より、質疑等はありませんでした。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者より前回説明した時から進展していないと報告がありました。委員より、北口5号線西側の道路拡幅について質疑、要望があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上で、継続審査につきましては一定の審査をおこないました。

次に各課報告事項について、斑鳩町町営住宅入居者募集状況について、8月20日申し込み受付、8月31日締め切り、6名の応募があり、実態調査終了後、抽選、入居手続きに入っていく予定であると説明報告がされました。委員より、駐車場の空き状況に

ついて質問があり、理事者より一定の答弁がされました。

斑鳩の里ふるさと秋祭りについて、10月13日、斑鳩小学校運動場にて伝統ある太鼓台を中心に、ふれあう機会を提供することを目的として開催し、町制施行65周年であり、パレード、踊り、模擬店、復興支援などを行っていききたいとの説明報告がされました。委員より質疑等はありませんでした。

以上で各課報告事項については終わりました。

その他について、委員より質疑等を受けましたところ、委員より、幸前、角井運送前の水路の防護柵について、斑鳩町商工会不正事件について、3件の町道の事故の進展について、水道のループ化の状況について、北部配水池整備について、国道25号の歩道設置要望箇所の状況について、富雄川の歩道設置について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、先進地視察について、生活排水対策を推進するため、市設置型の浄化槽整備推進事業を実施され、初期の投資費用の軽減を図っておられます富田林市に10月23日に視察することといたしました。

以上、開会中における建設水道常任委員会の審査内容についての概要報告であります。詳細につきましては、会議録をご一読いただきますようお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、小林委員長。

○厚生常任委員長（小林 誠君） それでは、去る9月19日に、本会議より付託を受けた議案等を審査するために厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず9月定例会の付議予定議案について、（1）議案第32号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者から障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、障害保健福祉施策を見直すまでの間、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法が改正され、障害児にかかる通所の支援が見直されることから、これに係る所要の改正を行うものであるとの説明を受け、審議したところ、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案第37号 ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結についてを議題

とし、理事者から前回の委員会と同じ説明を受け、審議したところ、委員よりの質疑として、ひとつとして流体事業部について、2つとして入札に参加した3社の実績について、3つとして、ごみ収集車や工事関係車両に対する交通安全対策についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決すべきものと決しました。

また、当委員会として、白石畑のごみ積み替え施設工事の進捗状況に合わせて、工事現場の確認や交通安全対策についての現地調査を行うということが決まりました。

次に、(3) 陳情第3号 高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請についてを議題とし、議会事務局長から陳情文書表の説明を受け、各委員に質疑、意見を求めたところ、ひとつ、高齢者雇用に対する税の優遇について、2つとして、斑鳩町役場からシルバーへの業務の発注状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされた後、取りまとめのため暫時休憩をとり、再開後、シルバー人材センターについては、団塊の世代が65歳となり、定年退職後等の多様な社会参加や生きがいの充実など、役割は重要であり、これまで斑鳩町議会としても、町へ補助金の確保と公共事業の発注に配慮をお願いしてきた経緯があり、当陳情書の願意は理解できるものの、派遣契約期間の適用除外や発注促進税制の創設は、実現性の面で確信が持てないことや、また、若者や障がい者等、他の世代や団体との整合性など、もっと全体の問題として捉え、考えていかなければいけないことから、当陳情第3号については、満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

次に、(4) 陳情第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題とし、事務局長から陳情文書表の説明を受け、当委員会として議論したところ、当陳情書の趣旨である日本の、奈良県の森林環境を守る取り組みについては賛成であり、もっと国産の木を使ったり、需要を掘り起こすような施策を展開していくべきであるとのご意見があり、取りまとめのため暫時休憩をとり、再開後、奈良県ではすでに森林環境税が住民税に上乗せされていることや、さらに、この10月から地球温暖化対策のための税が導入されますが、国と地方の税の配分や、また、地方財源の配分方法など、その動向を踏まえて判断する必要があることから、当委員会として満場一致で趣旨採択すべきものと決しました。

続いて、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし審査を行いました。まず1点目として、可燃ごみの委託処理の状況に

ついて、8月末で1,717.4tの可燃ごみを処理し、月平均1か月約343.5tの処理量となること。前年度同時期と比較をすると1.1%、量にすると約18.4tと、若干、減少している状況にあるとの報告。2点目として、可燃ごみの運搬状況について、8月末までに6t積載コンテナ車で、440台が最終処分場から三重県伊賀市までの運搬を行ったこと。月平均すると、1か月88台、1日平均すると1日4台の搬出実績であったことの報告。3点目として、委託料について、8月末現在で約6,040万円となり、月平均にすると1か月あたり約1,200万円程度であるとの報告を受けました。4点目として、ポイ捨て禁止啓発キャンペーン実施計画について、キャンペーンの目的は、ポイ捨て対策として、罰則規定を設けた条例を制定している自治体もあるなか、まずは、地域全体でポイ捨て禁止活動に取り組むことにより、住民のマナーの向上を図り、ポイ捨ての減少に努めるという厚生常任委員会の勉強会で示された方向性をそのままキャンペーンの目的とし、担当課で素案をつくっていただきました。詳細につきましては、本日の全員協議会でお配りさせていただいた資料のとおりでございますが、11月4日、日曜日の午前中にJR法隆寺駅から法隆寺門前までの区間と、県立竜田公園でのキャンペーンを計画しております。参加協力を呼びかける団体として、町議会、周辺自治会の会長や役員の方、環境保全推進委員の方、また観光協会や、法隆寺コースのほうでは、キャンペーンは北口商店街も通るために、北口商店街の方々にも協力を求めます。また、たばこのポイ捨ても後を絶たないことから、JTにも協力をお願いする考えであるとの説明を受けました。厚生常任委員会としては積極的に参加をし、継続的に啓発活動を行っていくということで決まりました。

以上、継続審査については、当委員会として説明を受け、一定の審査を行ったということになりました。

次に、各課報告事項について、ひとつ、斑鳩町健康増進計画目標達成状況について、斑鳩町健康増進計画の最終評価を行うにあたり、住民の健康づくりに関する意識や生活習慣の状況等を把握し、次期計画に反映させるために、7月2日から31日の期間に、小学2年生、4年生、6年生と中学生及び町内在住の20歳以上の人から無作為抽出した1,500人を対象に実施したアンケート調査結果、アンケートの回収状況は全体で75.3%で、それに基づく調査結果について簡単な報告を受けました。また、今年度、国・県において次期計画を策定中であり、その国・県の計画に沿って町としても次期計画を策定していくとの報告でした。

以上が、開会中における厚生常任委員会の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程3、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。5番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。本定例会初日に、本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、9月20日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まずはじめに、本会議からの付託議案であります、議案第38号 斑鳩町土地開発公社の解散についてを議題とし、理事者より土地開発公社の解散に向けての手続きを進めるため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条1項の規定により、設立団体の議会の議決を求めるものであると説明がありました。本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第5号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についてを議題とし、事務局長より陳情の説明を受けた後、委員より大規模自然災害と安全保障上の外交上の有事をひとくくりにできないのではないか。大規模自然災害については災害基本法、安全保障上の有事には国民保護法が制定されているので現行法で対応できるのではないか。昨年の東日本の震災時にきちんとした法律が制定されていなかったため立ち遅れが見られた、災害はいつ来るかもしれないので、早く緊急事態基本法を制定してもらいたい等の意見があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会としては、賛成多数で採択すべきものと決しました。

また、意見書を委員会として発議することに対し、委員より満場一致の場合のみにして欲しい。法改正により委員会での発議ができるようになった趣旨を踏まえ、委員会での審議を経てのだから、委員会発議であるべきではないのか。本会議から付託されたものを委員会で審議するという、審査を深めて本会議に戻す時に委員会と本会議とのバランスを考えての平成18年の法改正だと解釈しているので、委員会発議で願いたい等の意見があり、今回の案件は委員会発議とし、今後のこともあり、議会運営委員会のほうでお諮り願うということで質疑を終えました。

次に、継続審査として斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関するこ

とについてを議題とし、理事者より斑鳩町文化財活用センターの運営状況として、夏季企画展「斑鳩町指定文化財指定記念 法隆寺村の大工棟梁安田家—安田家文書展②—」は9月4日をもって終了し、30日間の会期中に859人の方に来ていただいたと報告がされました。また、こども考古学教室として、8月26日にこども鏡づくり教室を開催し40名の方に参加していただいた。今後の予定として9月23日にこども斑鳩の古代寺院めぐり、10月21日には、こども埴輪づくり教室を開催する予定であると報告がなされました。

次に、11月3日から12月2日を開催期間として準備を進めている秋季特別展「斑鳩 藤ノ木古墳の馬具展」については、現在、文化庁・奈良県教育委員会・奈良県立橿原考古学研究所附属博物館等の関係機関に協力を依頼し、これらの展示に伴う手続きをおこなっていると説明がありました。

史跡中宮寺跡の整備につきましては、去る8月30日に第9回史跡中宮寺跡整備検討委員会を開催し、住民会議で出た意見を報告し、整備の基本設計案についてご指導を賜った点を今後十分に活かしながら、保存整備基本設計策定作業を進めていきたいと報告がありました。

次に、各課報告事項として、コミュニティバスの拡充について、国や県から補助金の活用を視野に入れた検討を行った結果、料金を徴収する有償運行の場合のみが補助対象となることから、補助金を活用するためには道路運送法に基づく地域交通会議の設置が必要という認識に至った。この会議は、地域の実情に応じた適切な公共交通の形態や料金等について協議しなければならないこととなっており、近隣自治体の状況を勘案する中で、本町としても財政面も考え、また住民ニーズの把握や地域性の検討、現行のコミュニティバスの現状分析、十分な調査を踏まえてよりよい地域交通を検討していくために実態調査及び計画策定業務を発注するとともに、地域公共交通会議を設置して協議を行い進めていくことを考えている。そこで、調査委託業務の発注については、平成25年度において新規委託する場合には国庫補助の対象となる可能性があることから、新年度予算において業務委託の発注をおこなってまいりたいと報告がされました。

委員より、以前の報告では25年度から始めると聞いていたが、25年度に業務委託であればスタートがはじめの計画より1年ずれるのではないのか、社会福祉協議会の福祉バスの検討との兼ね合いについてどのように考えていけばよいのか、地域公共交通会議の位置づけは要綱で定めていくのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされま



した。

次に、町民プール利用状況の報告については、利用者に事故がないよう、安全に利用していただくことを第一として施設の運営・維持管理に努め、大きな事故も無く終了することができたと理事者より報告がありました。委員より、今年の暦でいくと8月31日は金曜日であり9月1日・2日は土・日になっているのに、なぜ1日・2日を開かなかったのか等の質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、第24回奈良県消防操法大会の出場の結果と応援のお礼について、自主防災組織の設立の啓発として、自治会を対象とした説明会を10月28日、役場地下大会議室で行う予定をしていることについて、11月4日午後2時から、いかるがホールにて、東日本大震災の復興と町制施行65周年を筋目として、斑鳩シンポジウム「日本人の心」を開催予定していることについて報告がありました。

その他の質問として、委員より、10月28日の自主防災組織の設立の説明会の時に地域交流館の関係、また地縁団体の関係についての説明があるのか、今施工されている地域交流館の工事現場の事務所が現在存在していないがそれで問題がないのか、消防の広域化で意思決定機関として斑鳩町議会が承認しなかった場合どのようになるのか、三室山付近でマムシが出没したことに伴う教育委員会の連絡体制について等の質疑があり、理事者から一定の答弁がありました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、総務常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

(「議長、ただいまの委員長報告についての発言を求めます。」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 8番、小野議員。

○8番(小野隆雄君) 私も総務委員ですので、今の委員長報告に対しての質問ということではないんですが、委員長報告の中で、最後に委員長から三室山付近でのマムシの件ということで、皆さんにも聞いてもらいたいなど、そういう思いでちょっと発言をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

委員長みずから、この情報を得られて、教育委員会に知ってるんかというような質問があったんですが、担当課長は「連絡は入ってない」。そういうことで、おかしいんじゃないかなということで、教育長は「どちらかわからないけど、そういう連絡を受けた

場合は、生徒にというか、児童にこういうマムシが出たということで十分注意するように帰らなさいといった注意については、当然学校でやってると思います」いう答弁でした。

当日、校長に教育委員会委託の見回りの方が報告したと、連絡したと、その後、教育委員会に聞いてるかというような質問でしたので、それはなかったということで課長も言うてたし、そのことについて課長は議員控室にいた総務委員に「実は係員の者が聞いてました」と。そして、逆に学校長に連絡したと。そういう連絡の行き違いというものについては、私は次の段階でといいますか、次の総務委員会でもいろいろ教育委員会のその連絡の方法というのも、もっと詰めてやってもらいたいということ要望するつもりだったんですが。その後、私も、西小の児童とか保護者に2、3当たってみたんです。だけど学校からそういうマムシが出現した、気をつけなさいとか、教育長が、多分こうだということで、教育長自体は確認されてないんですが、多分こうだと思いますと言うて総務委員会で答弁していただいているんですが、それで安心しとったんですがね。どうもそれ以後、そういうことはないということなんです。

これは、やはり緊急を要することなんです。マムシも夏場しかいませんし。教育長として、やはりそのことについてフォローしておるんかどうか。学校が全然そういうことをやってないということに対して、教育長として、やはり議会でこういうことを議員が指摘してるんだとか、即対応せないかんと思うんですが、そのことについて教育長いろいろ課長と相談しておられますが、ちょっと、一言お願いします。

○議長（嶋田善行君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） ただいまのご質問にお答えいたしますけども、委員会、9月20日の総務常任委員会では知らなかったし、そういう意味に学校でも周知してるいうふうに答弁させていただいたところでございます。現に、その連絡については、そのボランティアの方から教育委員会のほうに電話がありまして、その担当が聞いて、すぐ学校のほうに。

（「そのこと聞いてへんやん。」と呼ぶ者あり）

○教育長（清水建也君） したとこであります。その連絡が課長にはまだ入れてないということで、委員会では課長はまだ聞いてないという状態で答弁したということでございます。それはちょっとおいといて。当日、20日が委員会でございますので、連絡があったその前日と、19日と聞いてます。その連絡があった後、学校のほうに周知した段

階で、学校では全校の児童に校長のほうから「気をつけなさいよ」という話をしたというふうに確認をしております。

ただ、児童にご確認いただいたところ、そういった事実はないということでございますので、その児童が聞き漏らしたとかいうこともあるかもわかりませんが、学校としてはそういった形で周知をしたということでございます。

もう1点、そういった周知だけではあれですので、町のほうから管理をしてる県のほうに立て看板と、マムシが出るので注意なさいよという旨の看板を立てるようにも要望したところでございます。以上です。

○議長（嶋田善行君） 8番、小野議員。審議含める場合はもう、担当常任委員会でやっていただきたいと思っておりますので。

○8番（小野隆雄君） 今のね、この本会議ですので、私はここで教育長と議論をしようということはないんですが、事が重大な、旬のあるものなんですね。マムシという旬がありますから。やはりもう少し、児童も保護者も聞いてない、そういうことを言うてますので、やはりちゃんとフォローしてもらいたい。私も、総務委員会的时候に、ほかのことも兼ねて、教育長やったら現場へ入ってくれと、これ名前出して悪いですけど、芳村是教育長的时候は、やっぱり学校へしょっちゅう来ておられたんですよ。私はPTAやってたから、そういうことをよう知ってますねん。やっぱり学校の教育長でしたら、やっぱり中へ入って行ってほしいと。そういうことによって、学校長がきちっとそれを言うたんか言わないのか、指示しただけというんじゃないかと、そこはきちっとせないかと、私はあえて申しあげておきます。以上です、ありがとうございます。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程4、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。11番、飯高委員長。

○予算決算常任委員長（飯高昭二君） それでは、全委員出席のもと、開会中の9月12日、13日、14日と21日の4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、本会議から当委員会に付託を受けました、認定第4号から認定第9号の6議案のうち、一般会計及び各特別会計の平成23年度決算の審査を行いました。その概要についてご報告をさせていただきます。なお、決算の内容、理事者側の説明等につきましては、報告が長くなることから、省略させていただきます。ご了承のほどよろしくお願いをいたします。

まずはじめに、代表監査委員から、平成23年度斑鳩町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査結果と平成23年度斑鳩町財政健全化判断比率等の審査について説明を受けました。委員からは、説明に対しての質疑はありませんでした。

次に、一般会計及び各特別会計の決算概要について、会計管理者から説明がありました。委員より、旧法隆寺駅前の派出所の土地活用について、奈良テレビの株券の保有について、老朽化した町営住宅の考え方についての質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、平成23年度決算における健全化判断比率等の状況について、総務部長から説明を受けました。これについては特段の質疑はありませんでした。

次に、認定第4号 平成23年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、一般会計歳入全般の審議を行いました。まず、歳入全般の説明を総務部長から受けました。委員より、消費税税率改定による町への影響について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、理事者の入れ替えを行い、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算審査を行いました。

まず、第1款議会費決算の概要について説明を受けました。委員より、議員年金制度の廃止に伴う国の財政措置についての質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、第2款総務費の歳出決算の説明を受けました。委員より、自治会の未加入率の改善について、斑鳩広報の配布のあり方について、人事考課制度の今後のスケジュールについて、コンビニ収納の状況について、出前講座での地震対策について、都市計画事業整備基金及び公共施設整備基金の趣旨について、防犯灯維持管理への助成について、ホームページの充実についてなど多数の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、第8款消防費の歳出決算の状況について説明を受けました。委員より、災害物資の備蓄について、地区別防災訓練の実施について、雨量観測システムの導入後における活用について、浸水対策の実施に関することについて、防災施設整備の支援について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費の歳出決算の状況について説明を受けました。委員より、土砂災害における深層崩壊対策について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、認定第6号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審議を行うため、資料に基づき説明を受けました。委員より、龍田財産区の

今後の見通しと水利権などについて質疑があり、一定の答弁がされました。

以上、総務部・会計室・議会事務局所管に係る決算についての審査が終わり、理事者の入れ替えの後、住民生活部所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款総務費のうち、住民生活部が所管する決算の概要について説明を受けました。委員より、特段の質疑はありませんでした。

次に、第3款民生費について説明を受けました。委員より、高齢者優待券の交付と利用状況について、要援護者リストの利用について、人権研修について、障害者自立支援の充実について、保育体制の充実について、あゆみの家の維持管理について、子ども医療費の助成について、保育所広域入所の充実について、老人クラブの助成について、心身障害者ふれあいの集いの開催についてなど多数の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、第4款衛生費について説明を受けました。委員より、予防と相談体制の充実について、脳ドック健診の助成について、事業系ごみの減量化の推進について、可燃ごみ積替え施設の整備について、公害指導の実施について、資源物のリサイクルについて、心臓疾患の健診について、環境パトロールの実施についてなど多数の質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、第6款商工費について説明を受けました。委員より、消費者相談の実施状況について、シルバー人材センターの充実について質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、認定第5号 平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受けました。

委員より、国民健康保険税収納における差し押さえについて、保険給付費について、出産育児一時金について、後期高齢者支援金と介護給付について、特定健診の実施について、人間ドック健診の助成について、不納欠損処分の状況についてなど質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、認定第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受けました。委員より、要介護者等の認定について、地域包括支援センターの運営について質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を受けました。委員より、後期高齢者医療保険料の滞納について、基準収入額適用申請について質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、住民生活部所管に係る決算についての審議が終わり、理事者の入れ替えの後、都市建設部・上下水道部所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款総務費について説明を受けました。委員より、特段の質疑はありませんでした。

次に、第5款農林水産業費について説明を受けました。委員より、農業振興の補助金について、生産調整推進対策における生産調整について、遊休農地の解消について、里山林機能の回復について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、第6款商工費について説明を受けました。委員より、商工会に対する支援について、債務保証料補給について、観光会館の存続について、iセンターのカフェテラスの利用状況について質疑があり、一定の答弁がされました。

次に、第7款土木費について説明を受けました。委員より、治水対策の推進について、既存木造住宅耐震診断の支援について、都市下水路の維持管理について、JR法隆寺駅の周辺整備について、橋梁長寿命化修繕計画策定業務について、未登記道路の整備について、パークウェイの整備促進についてなどの質疑があり、一定の答弁がありました。

次に、認定第7号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明がありました。委員より、下水道中長期推計について、流域下水道の整備促進について質疑があり、一定の答弁がされています。

以上、都市建設部・上下水道部所管に係る決算についての審議が終わり、理事者の入れ替えの後、教育委員会所管に係る決算審査を行いました。

まず、第2款総務費について説明がありました。委員より、青色防犯パトロールの実施状況について、交通安全のマナーについて質疑があり、一定の答弁がされています。

次に、第9款教育費及び第10款災害復旧費について説明を受けました。委員より、教職員の健康管理について、スクールカウンセラーの配置について、学校給食の充実について、幼稚園の運営について、公民館教室の開催について、青少年野外活動センターの廃止後の取り組みについて、町民体育大会について、外国人英語指導助手の設置について、私立幼稚園に対する支援について、公民館図書室の利用状況についてなど質疑があり、一定の答弁がされました。

以上、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計の決算のすべての審査が終わり、6議案、認定第4号から認定第9号についてのとりまとめを行った結果、認定第4号 平成23年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成2

3年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上、6議案すべてについて、当委員会として認定すべきものと決しました。

続きまして、9月21日（金）、全委員出席のもと予算決算常任委員会を開催し、本会議からの付託案件並びに当委員会所管に係る事業について審議いたしましたので、その概要についてご報告をいたします。

最初に、（1）議案33号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について議題とし、理事者より説明を受けました。委員より、土地開発基金の用地の処分における現在の簿価について、防犯灯の補助金について、東日本大震災支援対策のための旅費についての質疑があり、一定の答弁がされた後、委員の皆さんにお諮りしたところ、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（2）議案34号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について議題とし、理事者より説明を受けました。委員より、歳入欠かん補填収入と繰上充用金についての質疑があり、一定の答弁がされた後、委員の皆さんにお諮りしたところ、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（3）議案35号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について議題とし、理事者より説明を受けました。委員より、特段の質疑がなく、委員の皆さんにお諮りしたところ、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、（4）議案36号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について議題とし、理事者より説明を受けました。委員より、特段の質疑がなく、委員の皆さんにお諮りしたところ、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が開会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第32号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第33号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第34号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第35号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第36号 平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。



よって、議案第36号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第37号 ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第38号 斑鳩町土地開発公社の解散についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、認定第3号 町道認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第4号 平成23年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてを、お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第4号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第5号、平成23年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第5号については、満場一致で認定いたしました。

続いて、認定第6号 平成23年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第6号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第7号 平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第7号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第8号、平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第8号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、認定第9号 平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、認定第9号については、満場一致で認定いたされました。

続いて、陳情第3号 高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号については、満場一致で趣旨採択いたされました。

続いて、陳情第4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり趣旨採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号については、満場一致で趣旨採択いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手許に配布いたしております、追加日程1. 発議第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第6号を日程に追加し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。5番 伴委員長。

○総務常任委員長(伴 吉晴君) それでは、発議第6号の議案書をまず朗読させていただきます。

発議第6号

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年9月26日提出

総務常任委員会

委員長 伴 吉晴

内容は、朗読をもって説明とさせていただきます。

「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書

今回の東日本大震災における我が国の対応は、当初「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態における取り組みの甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となり

ました。世界の多数の国々は今回のように大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処しています。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、前衛部隊の自衛隊、警察、消防などの初期態勢、例えば部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大します。

また原発事故への初期対応の遅れは、事故情報の第一次発信先が国ではなく、事故を起こした東京電力当事者というところに問題があります。さらに言えば、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られるように外部からの武力攻撃、テロや大規模自然災害を想定した「非常事態条項」が明記されていません。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明3党が「緊急事態基本法」の制定で合意しましたが、今日まで置き去りにされています。昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土の訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生しています。

よって、国会及び政府におかれましては、「緊急事態基本法」を早急に制定されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年9月26日

奈良県斑鳩町議会

以上で、発議第6号の説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 本案については、賛否の討論を要するとの申し出があります。

よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対する議員の意見を求めます。13番 里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、発議第6号 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書について、反対の立場から意見を申しあげます。

この法案につきましては、2004年、平成16年に民主、自民、公明の3党によって制定合意がされてきたものですが、東日本大震災が起こった後に急浮上し、これを早期に制定してほしいというような問題が全国でも持ち上がってきました。

ただ、私は、この問題を考えるときにまず思うのが大規模自然災害、また原発の問題、

それと外交上の問題、これを同じ土俵に乗せて、ひとくくりにしてこういう意見書を出すということについては、到底、理解、納得できないものです。問題はそれぞれ別のものです。この大震災のときにも、初動のおくれや自衛隊、警察、消防が機動的・機能的に対処できない、こういう問題についてはこの意見書案にも書かれておりましたけれども、これは政府の統治能力や危機管理能力の問題として考えるべきではないでしょうか。

災害対策基本法は、市町村が一義的に防災対策の責任を負い、市町村長に権限を集中させています。ただし、3月11日、あの東日本大震災のように、庁舎が破壊されて行政機能を喪失する事態、ここまでを想定しておらなかった、そういう場合に初動の混乱を招いたということは現実起こったんですが、これは大規模災害時に指揮命令権が国に一時的に移譲されて、一元的な管理ができるようにするというような災害対策基本法を見直すこと、こういうことで対応していくべきではないでしょうか。

また、2つ目に心配しておりますのは、国民の権利を一時的にせよ、特例的に制約できるようにする内容になっているという問題です。財産権をはじめ、基本的人権を制約する、これはいわば人権停止法ともいえるような内容になっています。

3つ目には、憲法に国家緊急権、非常事態条項等を明記する憲法を変えようという動きにつながっていること、これについても心配をしております。

4つ目に、これもまた急浮上している機密保全法とあわせて、緊急事態を理由に思想・信条の自由・表現の自由を侵害する可能性のある国家統制の強化というものに作用するのではないかと、こういうことに私は大変大きな心配をしているところです。災害対策基本法や原子力基本法、各個別法の抜本的な見直しこそが不可欠です。そして、外交上の問題は、外交上の問題として捉えるべきではないでしょうか。

私は、今まさに、東日本大震災で未曾有の被害をもたらして、その復興に当たってきた警察・消防・自衛隊、そして多くの国民、また海外からもボランティアの活動を行っていただいて大きな力を発揮してきました。そのことが被災した方々に勇気と希望を与えて、助け合うことの大切さ、そこから生まれるきずなの大切さ、こういうものができてきた、多くの国民が認識してきた、これを継続して今まさに復興支援を続けていく、その中において今回の経験を生かして、今何が必要なのか、何が問題だったのか、そういう経験を生かした現行法の見直しこそがまず第一に行われるべき問題であると思えます。そしてあと一つ、私はこの意見書案で2段落目に出てきますが、前衛部隊というような言葉も出てきます。この文言からは非常に恐ろしいものも連想されます。こういう

部隊とは、一体どういうことになっていくのだろうかというふうな、ほんとに私たちは戦後、憲法を生かして、憲法を大切に、武力を使わない、行使しないという立場で頑張ってきました。今、竹島問題や尖閣の問題もございます。これは、外交上の問題として政府が責任をもって対処すべき問題であって、この緊急事態基本法をつくるということに、私はつなげていくべきものではないというふうに考えております。

以上が、私のこの追加日程に対する反対の意見とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成する議員の意見を求めます。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） それでは、発議第6号 緊急事態基本法の早期制定を求める意見書について、賛成の立場から意見を申し上げます。

近年において、危機管理のあり方をめぐる情勢は、国内外において自然災害また人災、またさらには原子力発電所の臨界事故や列車事故などの危機に加え、核攻撃をはじめとして生物兵器や化学兵器などの諸般の危機への総合的な安全対策・安全体制の構築が指摘されているところでございます。

今回の意見書では、未曾有の被害をもたらした東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故における我が国の対応や、また緊急事態における取り組みの甘さ、さらには外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、また大規模自然災害等により、国民の生命、財産に重大な被害が生じる恐れがあることから、国民の生命、財産、安全を守るため、緊急事態基本法を早急に制定するよう要望されています。

この緊急事態基本法とは、外国から侵略やテロ、騒乱などの有事や大きな自然災害、原子力発電所の臨界事故など、国家の独立と安全における危機や国民の生命、財産が脅かされる重大で切迫した事態に対応するために、国として迅速かつ適切に対応するための基本法であります。

意見書にもあるように、世界の多くの国々においては、大規模自然災害時などの緊急事態においては、この非常事態宣言を発令し、政府主導のもとで迅速に対応されているところでございます。

特に今回の意見書の理由として、我が国のように平時体制のまま緊急事態に乗り切ろうとすると、私有物の撤去や土地の収用などに手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害の拡大を招くことや、さらに我が国の憲法には今回のよ

うな大規模自然災害や原子力発電所の事故だけではなく、外部からの武力攻撃、テロなどへの対応を想定した非常事態条項が明記されていないとしてあげられていることに対して、重要であると考えます。

先ほどもありましたように、平成16年5月に緊急事態への対処及び未然防止に関する基本法案まで討議され、当時の自民党・民主党・公明党の3党が緊急事態基本法の制定で合意しましたが、その後も制定されず今日に至っている。このときに法律の整備がされていたら、今回の東日本大震災に対しても、もっと速やかな対応がされ、被害の拡大を未然に防ぐこともできたと思われまます。

今、日本の状況は中国漁船、尖閣の事件、北方領土の問題、隣の北朝鮮核ミサイルの脅威、さらには自然災害における南海トラフの巨大地震などが起こり得る状況となっております。

先ほどの反対意見では、今回の震災、緊急事態基本法でなくても、やはり災害対策基本法の見直し、災害救助法、また大規模地震対策措置法などの個別の法律を見直していけばいいということで意見がありましたが、例えば外部からの武力攻撃やテロ行為を含め、一度に複合的な災害が起きた場合、個別の法律による対応で国の平和及び安全の確保、並びに我々国民の生命、体及び財産を保護することは本当に可能なのでしょうか。本当に国民の生命を守るためには、非常事態全体を総括・統括するような基本法が必要であります。

さらに、憲法で保障された基本的人権についても言及をされておりますが、こちらは確かに大事なものです。しかし、東日本大震災で被災された方は、人権はおろか生命も既に奪われている現状があります。このような緊急事態において、迅速に対応できる万全な体制をとるためには、緊急事態基本法を制定することは急務であると考えます。

緊急事態基本法は、安全保障体系の基本法かつ危機管理のための法を総括した位置づけとして想定され、極めて重要な議論を喚起しております。緊急事態への対処に当たっては、国会の関与及びその範囲が明確にされる必要があり、行政各部が実施する措置は、法律の規定に基づくこと、また国民の役割を明確にすることも重要であります。

これらの議論、検討を先送りするのではなく、国会及び政府において、早急にこれらの事項について議論・検討される必要があります。

従いまして、緊急事態基本法の制定を求めることは、これらの議論・検討を求めることとして、危機管理への総合的な構築が指摘されている今、国として迅速かつ適切に対

応するための基本法である緊急事態基本法は、国の平和及び安全の確保、並びに私たちの国民の生命、体及び財産の保護に役に立つものであり、今回の意見書を政府や国会において早期に制定を求めるべきであると申しあげ、賛成の意見といたします。

以上、私の賛成討論とさせていただきます。議員皆様のご賛同を何とぞよろしくお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。本案については、賛否両論であります。よってこれより採決を行います。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、発議第6号については、賛成多数で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

ただいまの発議第6号の可決により、陳情第5号「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情については、採択されたものとみなします。

続いて、日程5. 各常任委員会の先進地視察についてを議題といたします。各常任委員長から先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第123条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第1項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたしました。

続いて、日程6. 議会の先進地視察についてを議題といたします。

議会運営委員長から議会の先進地視察について、斑鳩町議会会議規則第123条及び斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第2項の規定により、お手元に配布いたしております計画書のとおり、先進地視察の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、これを承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出は、満場一致をもって承認いたされました。

続いて、日程 7. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程 8. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたされました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

○町長（小城利重君） 閉会に当たり、挨拶を申し上げます。

去る 9 月 4 日に平成 24 年第 3 回町議会定例会を招集し、平成 23 年度一般会計、各特別会計決算認定を含め 17 議案を提出させていただいたところ、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

一般質問や決算の審査、さらにそれぞれの議案のご審議の際に賜りました貴重なご意見に対しまして、その内容を十分に認識し、今後の行政運営に反映させてまいりたいと

考えております。

平成24年度も前半ばとなり、本年度に計画いたしました事務事業も順調に執行しているところでございます。今後におきましても、行政の円滑な推進のため、職員ともども精いっぱい努力してまいる所存でありますので、議員皆様方にはより一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

彼岸も明け、朝夕は過ごしやすい気候となりましたものの、日中はまだ暑い日もありますので、議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛いただきますようお願いを申しあげまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成24年第3回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

（午前10時54分 閉会）